# 令和2年度西原町予算編成方針

令和元年8月

# 1.はじめに

これまで本町は、当初予算編成において概算要求時に生じた収支不足を最後まで埋めることができず、財政調整基金取崩し等の財源調整によって対応してきた(図1)。さらに、町財政をとりまく現状は5年前と比較すると大きく変化しており、国民健康保険の県単位化による累積赤字の早期解消や歳出に占める扶助費の割合の大幅な増加(図2)、さらには義務教育施設をはじめとする公共施設の老朽化など様々な課題への早急な対応を迫られている。また、本年10月に控えた幼児教育・保育の無償化による地方負担分が、現在の危機的な財政状況にどのような影響を及ぼすのか不安要素となっている。

職員においては本町の危機的な財政状況を再認識し、前例踏襲することなく常に事業の意義と改善を意識した予算要求をしていただきたい。

#### 図 1. 各年度の予算編成における乖離縮減状況

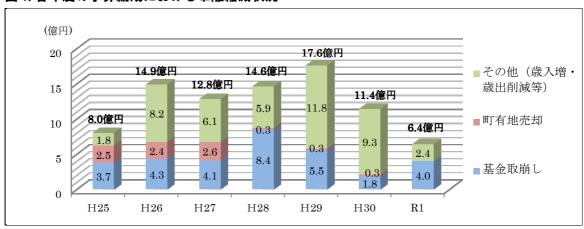
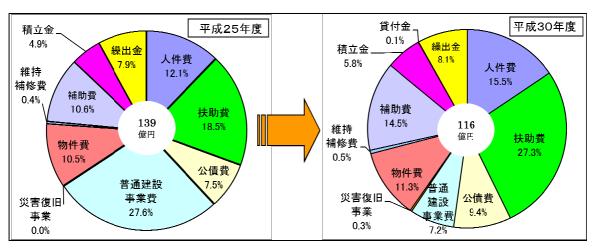


図2. 決算額における性質別経費構成比



## 2.国の動きと地方財政

国は、本年6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(骨太の方針) を閣議決定し、幼児教育・保育の無償化や地域産業の活性化などの施策を推進 することとした。社会保障関係費については、団塊世代が75歳以上に入り始める 2022年までに社会保障制度の基盤強化に取り組むとしている。また、消費税率 引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改 革の取組を継続するとしている。

一方、地方財政では、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされている。しかし、扶助費をはじめとした社会保障関係費が増大している近年においては、増大分を地方自治体の内部努力によって賄わざるを得ない状況に置かれている。

## 3.本町の財政状況

はじめに、本町の平成30年度決算における歳入では、町税が前年度決算額から1億4,085万円増の37億9,825万円となっており、県内景気が好調なことが要因だと考えられる。一方、地方交付税は2,218万円の減となり、平成25年度から6年連続で減収となっている。今後も地方交付税の減少を踏まえ、町税や使用料等の自主財源をいかに増やしていくかが重要なポイントとなっている。

次に歳出では、毎年度1億円以上の増加で推移している扶助費が、前年度決算額から1億5,444万円減の31億6,815万円となった。減額の主な要因は、平成29年度に執行された臨時福祉給付金(経済対策分)1億1,603万円の皆減や保育士不足により保育園の受入児童数が減となったことに伴う私立分児童運営費負担金6,685万円の減額が考えられる。歳出に占める割合は27.3%で、本町の一番大きな支出となっており(図2参照)、財政圧迫の要因となっている。平成30年度の決算額は、前年度と比べ減額となったが、今年度より始まる幼児教育・保育の無償化による地方負担分への影響や認可保育園等の増園により、今後も扶助費は減額することなく増え続けていくことが予想される。

また、平成30年度の歳出総額においては、予算編成緊急アクションプランにおける緊縮財政策による職員のコスト意識の向上の効果等により、前年度比4億4,442万円減の116億1,076万円となった。一方、地方自治体の財政状況を把握する指標の一つである財政調整基金は、令和元年度末残高見込み(令和元年8月末現在)が4億6,388万円となり、標準財政規模の10%(約6億5,000万円)とした第二次アクションプランの目標値を大きく下回っている。これは大規

模災害等に対応するためには十分な額ではなく、それに加え、今後の予算編成においても当該基金の取崩しによる財源調整に頼るには厳しい額となっている。また、先述した様々な課題を抱える中、MICEエリア周辺地域の整備、西原西地区土地区画整理事業、東部消防庁舎建設事業など完了までに多額の費用を要する事業へも対応していく必要がある。

このような厳しい財政状況であっても、自治体の役割として「最小の経費で最大の効果を」を常に意識し、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、職員一人一人が全力をあげて予算編成作業にあたらなければならない。

## 4.予算編成方針

以上の現状をふまえ、各課においては、財源の確保はもちろんのこと、前例踏襲によることなく再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底するとともに、事業計画の先送り・中止を再検討するなど、全職員が相当の覚悟をもって編成作業にあたる必要があるため、厳しい査定になることをご理解願いたい。

そのようなことから、下記事項に留意の上、編成すること。

- 1 実行計画事務事業表のヒアリング結果及び三役調整内容を反映させること。 また、予算においては**計画した額以下で要求すること。**
- 2 見積りに当たっては、過年度決算内容の分析及び現年度の事業執行状況を 十分検証し、今一度削減できる経費がないかを検討し、単に「歳入は少なめ」 「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積も ること。査定後の予算増については、交付決定、政策判断に基づくもの及び 三役で確認したもの以外は増額しない。なお、年度途中の補正は、災害の発 生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを 得ないものに限られるので留意すること。
- 3 <u>厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経</u> **費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。**
- 4 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業など については、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。なお、詳細 な方針は以下(1)~(7)のとおり。

#### (1) 財源の確保

- ・ 町税について、税制改正等により新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。引き続き適正な賦課、徴収に努め、新たな課税客体の洗い出し、保険税(料)など税外収入を所管する課と連携を図りながら、自主財源の積極的な確保を行うこと。
- ・<u>使用料及び手数料について、維持管理費等の原価を考慮した中で、消</u> 費税増税分の適正な転嫁を行うこと。
- ・ 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず 実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。また、安定的な財 源確保の手段として有効な口座振替による納付を積極的に推奨するこ と。

### (2) 人件費の要求基準

- ・ 職員の負担軽減や時間外勤務手当の抑制に向け、ワークライフバランス の推進による働き方の改革をはじめとした事務の見直しを行うこと。
- ・会計年度任用職員については、必須な事業に絞り、令和元年度におけ る嘱託職員報酬及び賃金の当初予算計上額以下として、部内で弾力 的に配置の編成を行うなど創意工夫を図り、慣例的な雇用にならないよ うにすること。

### (3) 経常的経費の要求基準

・報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料、 賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的 経費は、平成30年度実績を勘案し、さらなる経費節減に努めること。

#### (4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

- ・ 新規は認めない。早急に修繕等の対応が必要な場合については、スクラップアンドビルドによる財源確保を行うこと。
- ・ 原則として事業の優先順位により予算化を行うが、選択と集中の視点で現行事業の見直しを図ること。

#### (5) 負担金、補助金及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上することとするが、積算 根拠の確認を徹底して行い、本町の財政状況とかけ離れた金額となって いないか十分に精査すること。また、任意の負担金は、慣例にとらわれる ことなく、必要性を再検討し、有益でないものは廃止すること。
- ・ 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、担当課でのヒ アリング及び企画財政課長との調整を行うこと。

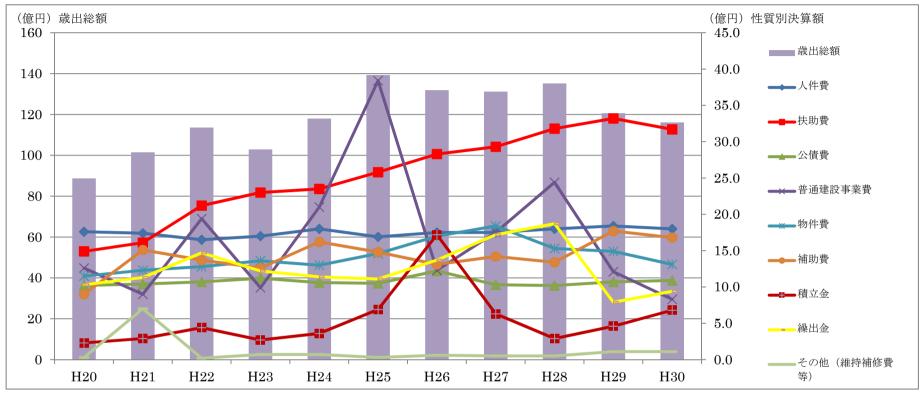
### (6) 扶助費の要求基準

- ・ 関係法令等の改正に留意し、件数、人員等の積算は直近の人数を基礎 とし、実態を十分把握した上で的確に見積もること。
- ・ 補助事業であっても事業目的と比べて、必要最小限の対象者となるよう 見直しをすること。サービス内容が重複・過大となっている場合や社会情 勢にあっていないと判断される事業は内容の抑制を図ること。
- 町負担が過度になっているものがないか精査し、保育料など自己負担基準の見直し等も検討すること。
- ・ <u>国、県補助が終了する場合は、原則として同時に事業廃止とする。また、</u> 過去に補助が終了しているが、現在も町単独事業として引き続き行って いる事業がないか調査し、事業廃止の可否について検討すること。

### (7) その他全般について

- ○<u>事業が廃止・休止・延伸となる可能性も視野にいれ、住民への周知や関</u>係機関との調整等の検討について早期着手すること。
- ○繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、<u>前年度の繰越分を含め、年度内に執行できる分のみを計上し、事業計画等の見直しを図ること</u>。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。
- ○特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制 策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。
- ○<u>予算の入力にあたっては、別紙「財務会計システム入力における留意事</u> 項」を必ず確認し、前年度から改善すべきところは見直しを行うこと。

#### 【参考資料】各年度歳出決算額及び性質別決算額の推移



- ・「歳出総額」・・・庁舎建設、一括交付金事業が開始されたH24より恒常的に110億円を超えている。
- ・「人件費」「公債費」「その他(維持補修費等)」・・・ほぼ横ばいで推移、その他のH21は地域総合整備貸付金による増。
- ・「扶助費」・・・<u>毎年度1億円以上の増加で推移</u>。10年前と比較すると2倍以上となっており、増加額は約16.8億円。H30決算が減額となった主な要因は、平成29年度に執行された臨時福祉給付金1億1,603万円の終了と保育士不足による私立分児童運営費負担金6,685万円の減額。
- ・「普通建設事業費」・・・H22各道路の事業費増、大規模工事(H24~H26庁舎建設、H27~H28坂田小増改築)による増。
- ・「物件費」・・・増加傾向であったが、H28・H29と減少が続いている。
- ・「補助費」・・・東部清掃施設組合への負担金増や介護広域連合へ加入したことに伴いH29の増加が大きくなっている。
- ・「積立金」・・・H25~H27の増加は町有財産(土地)の売払収入によるもの。
- ・「繰出金」・・・・H25までは各特会の事業費増減による影響。H26~H28は国保累積赤字補填のための法定外繰出による増。